

## 国民保護関係法律

### 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抜粋

(平成十六年六月十八日法律第百十二号)

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

**第三十三条** 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項
  - 二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
  - 三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項
- 3 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聴かなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。
- 5 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

**第三十五条** 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
  - 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
  - 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
  - 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に關し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。  
ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

**第四十条** 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の副市町村長
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
  - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員  
又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 括粋

（平成十六年九月十五日政令第二百七十五号）

(国民の保護に関する計画等の軽微な変更)

**第五条** 法第三十三条第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- 二 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）

第二条第四号の指定行政機関をいう。以下同じ。)、指定地方行政機関（同条第五号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。)、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第六号の指定公共機関をいう。以下同じ。)、指定地方公共機関（法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。)その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更

三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

# 土岐市国民保護協議会条例

平成18年3月28日  
条例第20号

## (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、土岐市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹事)

第5条 協議会に、幹事35人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

## (部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。